

## 利用料金（地域密着型介護福祉施設カインドネスケア）

### 2-1 基本料金

#### (1) 介護サービス基本料金（法定金額）

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）（単位：円／日）

	負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	1割	682	753	828	901	971
	2割	1,364	1,506	1,656	1,802	1,942

- 注) 1 一定以上の所得のある方は、2割または3割負担となります。(2)の加算費用についても同様です。以下、特に記載の無い場合は1割負担の金額を示します。2割負担の場合は2倍、3割負担の場合は3倍の金額となります。
- 2 おむつ代・洗濯代は含まれます。ただし、一般的な洗濯機・乾燥機による通常の洗濯が困難な衣類（セーター、毛織物、色落ちのある物等）については外部委託のクリーニングとなり別途クリーニング代が必要になります。
- 3 入居を開始した日から30日間と、30日を超える入院後、退院して再びサービスの利用を開始した場合の最初の30日間は、1日当たり30円加算されます。
- 4 入院又は外泊した場合は、1月につき6日までは、介護サービス基本料金の額が、全ての要介護度につき1日当たり246円となります。

#### (2) 居住費・食費（法定金額）

（単位：円／日）

入居者の所得段階 (利用者負担段階)		居住費	食費
第一段階		820 (減免額)	300 (減免額)
第二段階		820 (減免額)	390 (減免額)
第三段階	①	1,310 (減免額)	650 (減免額)
	②		1,360 (減免額)
第四段階		2,443	1,715

- 注) 5 入院または外泊した場合は、1月につき6日間までは、上記の所得段階に対応した居住費をご請求させていただきます。7日目以降から入院または外泊を終了した日の前日までは全ての所得段階につき1日当たり2,443円ご負担していただきます。
- 6 入居者の所得段階に応じた減免制度の適用を受けるためには、入居者（又はご家族）の申請に基づく市町村の認定が必要です。

入居者の所得段階	減免の基準等	
第一段階	生活保護を受給している方等	
	世帯の全	高齢福祉年金を受給している方
第二段階	員が市町	合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80
	村民税を	万円以下の方等
第三段階①	課税され	*預貯金：単身650万円、夫婦1650万円以下
	ていない	年金収入等80万円超120万円以下

	方	* 預貯金：単身550万円、夫婦1550万円以下
第三段階②		年金収入等120万円超
		* 預貯金：単身500万円、夫婦1500万円以下
第四段階	上記以外の方	

※年金収入等：公的年金等収入金額（非課税年金を含む）＋その他の合計所得金額。

(3) 介護保険加算費用（法定費用）（該当する場合にご負担いただきます。）（単位：円／日）

日常生活継続支援加算（Ⅱ）	1割	46	介護福祉士の資格を有する職員を一定数以上配置していること並びに重度化対応していること等によりご負担いただくものです。
	2割	92	
夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	1割	46	夜勤（夕食～深夜～朝食）の時間帯に、介護保険で定める基準人員よりも、介護・看護職員を手厚く配置していることによりご負担いただくものです。
	2割	92	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1割	18	介護福祉士の資格を有する職員を一定数以上配置していることによりご負担していただくものです。 （日常生活継続支援加算とどちらか一方の算定になります）
	2割	36	
看護体制加算（Ⅰ）イ	1割	12	常勤の看護師を配置していること等によりご負担いただくものです。
	2割	24	
看護体制加算（Ⅱ）イ（注7）	1割	23	看護職員を一定数以上配置していること及び医療機関と必要な連絡体制を整備していること等によりご負担いただくものです。
	2割	46	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	14%		法律に基づき、（1）介護サービス基本料金と（3）加算費用の合計金額の14%に相当する金額をご負担していただくものです。

※パーセント表示のある加算は、1・2・3割負担とも同率です。

注) 7 夜間は当事業所の看護職員とのオンコール体制を整備しています。また医療機関との連携を取ることで、容態の急変等に対しては24時間の連絡体制を確保しています。

8 介護保険法に定められた療養食を提供した場合は、1食につき6円が加算されます（療養食加算）。

9 施設において看取り介護を行った場合は、看取り介護の日数に応じて1日につき以下の費用が加算されます。（看取り介護加算）（単位：円）

死亡日以前31日以上45日以下	1割	72
	2割	144
死亡日以前4日以上30日以下	1割	144
	2割	288
死亡日の前日及び前々日	1割	680
	2割	1,360
死亡日	1割	1,280
	2割	2,560

- 1 0 介護保険法で定められた若年性認知症利用者に該当する場合は、1日につき12円が加算されます。(若年性認知症利用者受入加算)
- 1 1 排せつに介護が必要な場合に、多職種が協働で排せつに係る支援計画を作成し、排せつの改善に取り組んだ場合、1か月につき10円が加算されます。(排せつ支援加算(Ⅰ))。そのうえ要介護状態の軽減が見込まれる場合は1か月につき15円が加算されます。(排せつ支援加算(Ⅱ))。おむつ使用がない状態まで改善された場合は1か月につき20円が加算されます。(排せつ支援加算(Ⅲ))。
- 1 2 褥瘡の発生を予防するために、定期的な評価及び計画的な管理を行った場合、1か月につき3円が加算されます。(褥瘡マネジメント加算(Ⅰ))。そのうえ発生するリスクがあり褥瘡がなく過ごせた場合には1か月につき13円が加算されます。(褥瘡マネジメント加算(Ⅱ))
- 1 3 科学的介護推進に向け厚生労働省に詳細に情報提供し対応している場合は1か月につき50円が加算されます。(科学的介護推進体制加算(Ⅱ))。
- 1 4 介護現場におけるICT等のテクノロジーの導入とその後の業務改善による効果を評価する等、入居者の安全と介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に取り組んだ場合、1か月につき100円が加算されます。(生産性向上推進体制加算(Ⅰ))
- 1 5 協力医療機関との連携のもとで適切な対応をおこなうための体制を整備していること等により、1か月につき100円が加算されます。(協力医療機関連携加算(Ⅰ))
- 1 6 施設内で感染者が発生した際に、医療機関との連携の上で、感染者の療養を行うための連携対策を整備していること等により、1か月につき5円が加算されます。(高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ))
- 1 7 介護保険法が改正された場合、変更された額に合わせて、利用料の額(上記(1)～(3))は変更されます。

## 2-2 入居者の希望によるサービスの利用料金

区 分	利用料金	単位	備 考	
日常生活費	日用品費	実費	—	洗面・整容・口腔ケア・スキンケア・トイレ関連等の日用品の費用が該当します。
	教養娯楽費	実費	—	利用者の希望によるレクレーションやクラブ活動の材料費等が該当します。
	健康管理費	実費	—	インフルエンザ予防接種費用等
日常生活品の購入代行サービス	520円	1回	ご家族による購入を原則としますが、緊急の場合等は事業所で代行することもできます。近隣に限ります。	
特別な食事の提供費	実費	1食	行事や催し等に合わせて特別なお食事を提供した場合等にご負担いただく場合があります。	
理美容代	実費	—	毎月定期的に理美容師の出張サービスがあります。	
看取りに関する費用	別紙	—	施設で看取る場合の費用。	

注) 1 5 入居者及びご家族の収入・資産等により市町村から社会福祉法人等による利用者負

担軽減制度の適用を受けた場合は利用料の一部が軽減されます。

- 1 6 1 月間に支払った【介護サービス基本料金2-1の(1)】と【介護保険加算費用2-1の(3)】との合計金額が一定の上限額を超えた場合は、入居者（又はご家族）の申請により、上限額を超えた額が市町村から高額介護サービス費として払い戻されます。

※高額介護サービス費の申請の際、利用料領収書が必要となりますので、大切に保管して下さい。

【高額介護サービス費の基準】

入居者の所得段階	上限額（月額）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）
世帯の全員が市町村民税非課税 前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円以下の方等	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円（世帯）
市町村民税課税～課税所得380万円（年収770万円）未満	44,400円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）

※対象となるのは、介護保険給付分のみです。居住費・食費は対象外です。

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限を指します。

2-3 入居者の自由な選択による費用

例えば、次のような費用は、サービス提供とは関係ない費用として実費相当額をご負担いただきます。

- ①個人用の日用品で、個人の嗜好に基づくものの費用（例えば、お酒等）  
※たばこにつきましては、敷地内、館内とも完全禁煙となっております。
- ②個人専用の電気製品の電気代（例：個人でのテレビ使用：520円/月）
- ③個人の希望で購入する、個人専用の新聞、雑誌等の代金
- ④事業所が実施する行事であっても、一般的に想定されるサービス提供の範囲を越えるものの費用。（例えば、希望者を募り実施する、入場料を必要とする施設への外出等）

2-4 利用料金の支払い方法

利用料金は、1か月ごとに計算し、翌月の15日までにご請求いたしますので、請求された月の25日までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

- 入居者又はご家族の銀行口座からの自動引き落とし  
ご利用できる金融機関 山梨中央銀行  
※口座振替（引落し）手数料は入居者負担とさせていただきます。  
※口座振替依頼書の契約者名は入居者様ご本人のお名前をお願いします。

- 指定口座への現金振込み

山梨中央銀行 牧丘支店 普通預金 口座番号 199195

口座名義 社会福祉法人 壽光会 (じゅこうかい)

※振込名義は入居者様ご本人のお名前をお願いします。

※正当な理由なく利用料金を滞納された場合は、事業者による利用契約の解除権に該当し、サービスの利用は中止となります。利用料金は約束の期日までに確実にお支払いください

。